

論点メモ（省エネ法・温対法（経済産業省・環境省））

1. 報告様式の標準様式化・電子化の実現

省エネ法・温対法と地球温暖化防止条例の報告につき、国・地方公共団体間や多くの地方公共団体で調査項目とされている事項を中心に「共通調査項目」を作成の上、「共通調査項目」では把握できない、各地方公共団体で独自に調査したい事項については追加的に「独自調査項目」を設けるような形で、調査票様式を作成すべきではないか。また、電子化についても事業者負担軽減の観点から積極的に推進すべきではないか。直ちにできないとしても、工程を明らかにしつつ、取り組むべきではないか。

2. 事業者ニーズの把握

第8回行政手続部会第1検討チーム（平成30年3月27日）において、事業者の負担を具体的に把握するため、事業者へのヒアリングを実施すべきとの意見が出されたが、その対応状況及びヒアリング結果について、示していただきたい。